○沼田市都市計画事業等に係る移転等資金の利子補給要綱

令和8年3月16日
告示第6号

沼田市都市計画事業の施行に伴う移転等資金の利子補給要綱(平成3年告示第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この要綱は、都市計画事業の施行に伴う移転等及び立地適正化計画において定める居住誘導区域への移転等を円滑に促進するため、当該移転等に係る金融機関等から資金の融資を借り入れた者に対し、当該融資に係る利子の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和44年規則第26号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　都市計画事業　都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業のうち、市が直接又は助成して行う事業をいう。

(2)　立地適正化計画　都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条の規定により作成した沼田市立地適正化計画をいう。

(3)　居住誘導区域　沼田市立地適正化計画において定められた居住誘導区域をいう。

(4)　移転等　土地、建物等の購入、移転、新築、改築又は改装等をいう。

(5)　金融機関等　銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、金融公庫、農業協同組合及び法律に基づく共済組合等をいう。

(6)　関係権利者　移転等に係る土地、建物等の被補償者及び権利変換者又はその者と同一の生計を営み、若しくは移転等の後に同一の生計を営む3親等以内の者をいう。

(利子補給の交付対象)

第3条　利子補給の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、都市計画事業の施行に伴い移転等を行う関係権利者又は居住誘導区域外から居住誘導区域内へ移転等を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　移転等に要する費用に充てるため、当該移転等に係る契約後1年以内に、金融機関等から融資を借り入れ、当該借入金に係る元利金の償還を行う者。ただし、特別の事情により市長が認めたときは、この限りでない。

(2)　沼田市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)に規定する暴力団員等に該当しない者

(3)　市税を滞納していない者

2　前項の居住誘導区域内へ移転等を行う者は、当該移転等の対象となる当該区域内にある建物の所在地を住所として居住する者であって、住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。)に記録されているものに限る。

3　第1項に規定する交付対象者において、借入金を繰上償還した場合は、その月以後の利子補給は交付しない。

4　利子補給の交付対象は、同一の移転等に要する融資につき1回とする。

(利子補給の額)

第4条　市長は、移転等に要する融資を金融機関等からの借入金のうち600万円以内(他の制度補助に該当した額を除く。)について、毎年金融機関等に支払うべき利子算出に係る元本に対して、当該元金の償還に係る約定利率(当該約定利率が年5パーセントを超える場合にあっては、5パーセントとする。)に2分の1を乗じて得た額(以下「利子補給金」という。)を限度とする。

(利子補給金の算出方法)

第5条　1箇年の利子補給金は、次表により算出した額とする。この場合において、算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

利子補給金の額に係る算出式	
第1年次利子補給金	償還開始月の未償還元金×約定利率×1／2×当該年の償還月数／12(償還開始月の未償還元金が600万円を超える場合は、600万円とする。)
第2年次以後利子補給金	当該年の1月現在の未償還元金×約定利率×1／2×当該年の償還月数／12(当該年の1月現在の未償還元金は、償還開始月の未償還元金を約定償還月数(当該月数が300を超える場合にあっては、300とする。)で除した額を毎月均等に償還したものとして、第1年次の未償還元金から減じた残額とする。)

(利子補給金の交付期間)

第6条　利子補給金の交付期間は、当該利子補給金の交付を開始した月から起算して5年以内とする。

(交付申請)

第7条　利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年利子補給金交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条　市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、利子補給金の交付及びその額を決定し、その結果を利子補給金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するとともに、利子補給台帳(別記様式第3号)を作成する。

(報告及び調査)

第9条　利子補給金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、毎年1月末日までに利子補給金に係る実績報告書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2　前項の実績報告を受けた場合において、市長が必要があると認めるときは、申請者から別に報告を求め、又は職員をしてその実情を調査させることができる。

(事業等の変更の届出)

第10条　交付決定者は、利子補給金に係る事業又は金融機関等への償還条件を変更した場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。

(利子補給金の取消し及び返還)

第11条　市長は、第9条第2項の調査の結果において、利子補給が適当でないと判断した場合は、利子補給金の交付を取り消し、又は交付した利子補給金の全額若しくは一部の返還を命令することができる。

(移転等の協力義務)

第12条　交付決定者は、速やかに移転等に着手し、事業の円滑な推進に協力しなければならない。

(その他)

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示による改正前の沼田市都市計画事業の施行に伴う移転等資金の利子補給要綱の規定により交付決定された利子補給金は、この告示による改正後の沼田市都市計画事業等に係る移転等資金の利子補給要綱の規定により交付決定されたものとみなす。

3　この告示による改正後の沼田市都市計画事業等に係る移転等資金の利子補給要綱第3条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に住民登録を行い、かつ、融資を受けた者について適用し、同日前に融資を受けた者については、なお従前の例による。